

平成15年12月25日  
中国電力株式会社

## 電力自由化範囲拡大に伴う接続供給約款等の届出について

当社は、平成16年4月1日から実施される契約電力500kW以上の高圧のお客さまへの自由化範囲の拡大に対応するため、接続供給約款および振替供給約款の内容を改め、本日、経済産業大臣に届出を行いました。

概要は次のとおりです。

### 1. 接続供給約款

#### (1) 高圧送電サービス料金の設定

新規供給事業者が当社の送配電ネットワークを利用して高圧のお客さまに電気を供給する場合の送電サービス料金を新たに設定いたしました。

なお、特別高圧のお客さまに供給する場合の送電サービス料金については変更はありません。

#### (2) その他供給条件の設定など

工事費負担金の取扱いなど、自由化範囲の拡大に伴い必要となるその他の事項について供給条件を設定するとともに、系統連系技術要件などの整備もあわせて行いました。

### 2. 振替供給約款

自由化範囲の拡大にあわせ、当社の高圧配電系統に電源を連系し、振替供給を行う場合の取扱いを追加いたしました。

料金等の主要な供給条件についての変更はありません。

なお、自由化範囲の拡大に伴う電気最終保障約款の届出は、平成16年1月上旬に行う予定です。また、これにあわせて高圧のお客さまを対象とした標準的な料金メニュー（高圧電気契約要綱）の公表を行います。

（参考：電力自由化範囲の拡大について）

平成15年6月に改正電気事業法が公布され、平成17年4月から高圧で受電される全てのお客さまに小売自由化の範囲が拡大されます。これに先立ち、平成16年4月1日から電気事業分科会の報告にもとづき、現行制度を基本とした暫定的な位置づけのもと、すでに自由化されている特別高圧のお客さまに加え、契約電力500kW以上の高圧のお客さまを対象として小売自由化の範囲が拡大されます。

以上

## [料金単価表](#)

### 参考資料

- [1. 電力小売自由化の概要](#)
- [2. 「接続供給約款」について](#)
- [3. 「振替供給約款」について](#)

## 料金単価表

### 1. 接続供給約款

#### (1) 送電サービス料金

			現行料金	新料金	
標準 送電サービス料金	高圧で 供給する場合	基本料金 (円/kW)	—	540	
		電力量料金 (円/kWh)	—	3.58	
	特別高圧で 供給する場合	基本料金 (円/kW)	365	同左	
		電力量料金 (円/kWh)	1.30	同左	
時間帯別 送電サービス料金	高圧で 供給する場合	基本料金 (円/kW)	—	540	
		電力量料金 (円/kWh)	昼間	—	4.08
			夜間	—	2.85
	特別高圧で 供給する場合	基本料金 (円/kW)	365	同左	
		電力量料金 (円/kWh)	昼間	1.48	同左
			夜間	1.04	同左
ピークシフト割引(円/kW)		高圧で供給する場合	—	459	
		特別高圧で供給する場合	310	同左	
近接性評価割引 (円/kWh)			0.04	同左	
予備送電サービス 料金 (円/kW)	A	高圧で供給する場合	—	79	
		特別高圧で供給する場合	65	同左	
	B	高圧で供給する場合	—	154	
		特別高圧で供給する場合	100	同左	

#### (2) 不足供給料金

注1, 注2

			現行料金	新料金
負荷変動対応電力料金 (円/kWh)			7.99	7.79
事故時補給 電力料金	I	基本料金 (円/kW)	815	795
		電力量料金 (円/kWh)	14.61	14.25
	II	基本料金 (円/kW)	570	556
		電力量料金 (円/kWh)	17.58	17.15

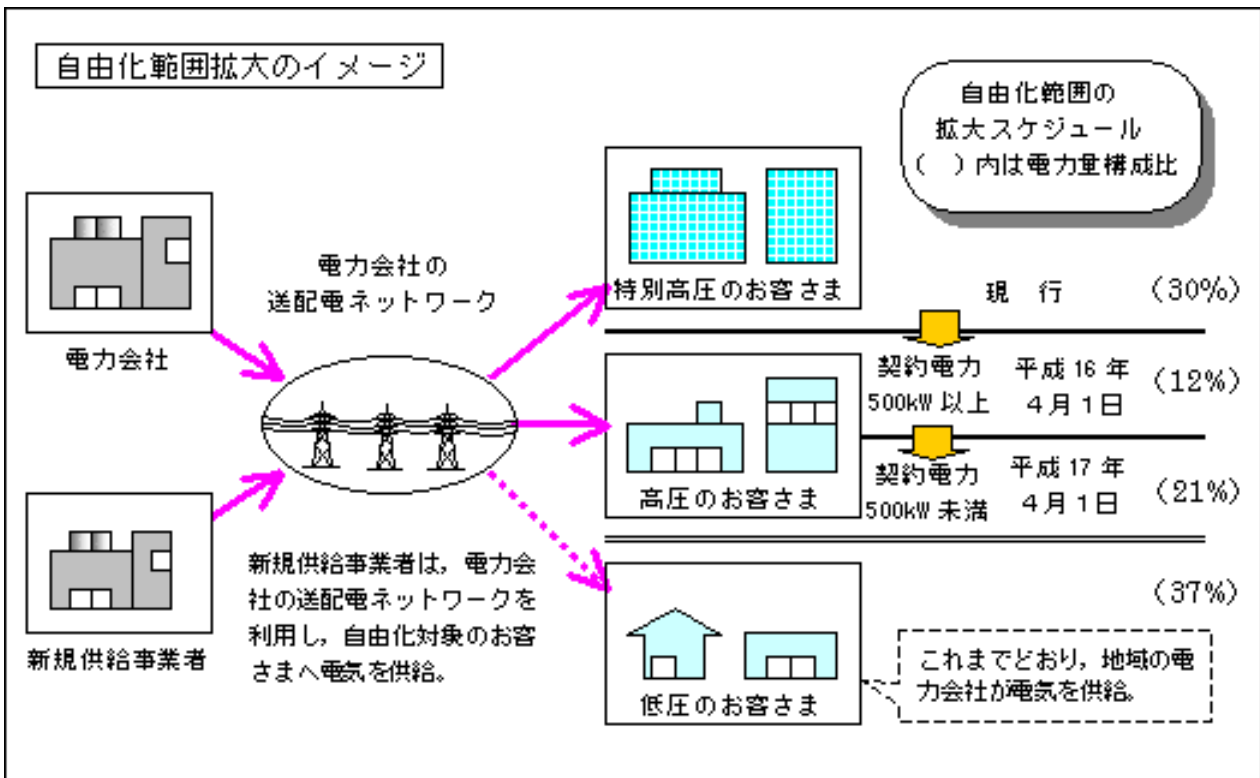
(注1) 新料金は、自由化範囲の高圧拡大に伴う不足供給電力量の算定方法の見直しにもとづき、現行料金を補正した単価です。新規供給事業者の負担に変更は生じません。

(注2) 電力量料金については、燃料費調整を行います。

## 2. 振替供給約款

	現行料金	新料金
振替供給料金 (円/kWh)	0.38	同左

# 1. 電力小売自由化の概要



## 自由化範囲の拡大

特別高圧のお客さまに加えて、平成16年4月から契約電力が原則500kW以上<sup>(注)</sup>の高圧のお客さまが、さらに、平成17年4月からは契約電力が500kW未満の高圧のお客さまも、新たに電力小売自由化の対象となります。

(注) 同一の需要場所において複数同一の需要場所において複数の需給契約を締結されている場合、各需給契約の契約電力の合計(常時供給分の契約電力+自家発補給電力などそれ以外の契約電力)が500kW以上のお客さまが電力小売自由化の対象となります。

## 【参考】

平成15年12月電気事業分科会中間報告

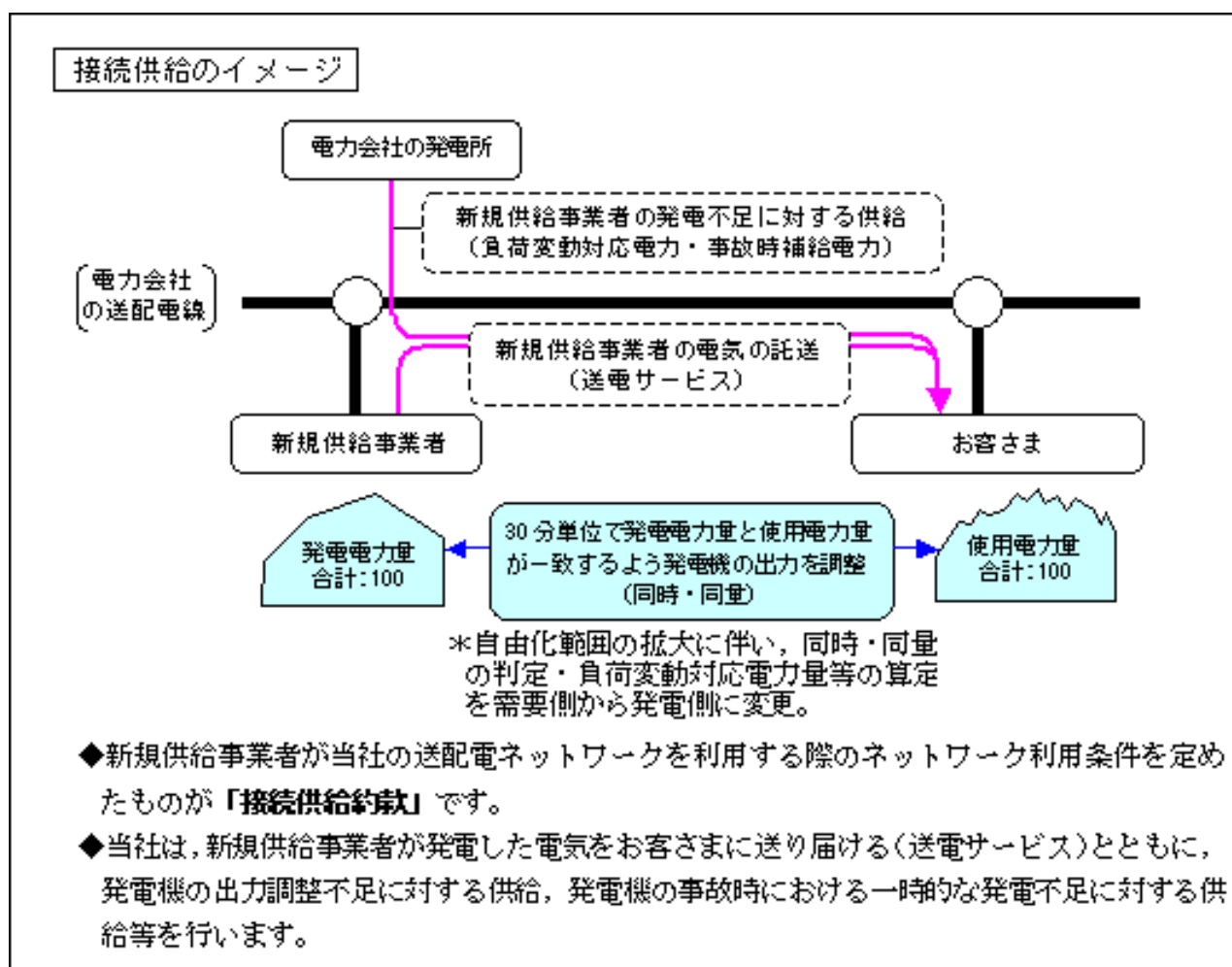
「今後の望ましい電気事業制度の詳細設計について」(抜粋)

- 平成16年4月からは、現行制度を基本とした暫定的な位置付けとして、高圧500kW以上の需要家を対象に自由化範囲を拡大するとともに、平成17年4月からは、先の通常国会で成立した改正電気事業法の施行に併せ、すべての高圧需要家を対象に自由化範囲を拡大する。

## 接続供給約款等の届出期限

平成16年4月からの自由化範囲拡大に対応する「接続供給約款」「電気最終保障約款」は、経済産業省令にもとづき、平成16年1月16日までに届け出ることが義務付けられています。

## 2. 「接続供給約款」について



## 送電サービス料金・不足供給料金など

### (1) 送電サービス料金等(送配電ネットワークの利用料金)

送電サービス料金には「標準送電サービス料金」と「時間帯別送電サービス料金」があります。

この他、契約使用期間が1年未満である「臨時送電サービス」や予備電線路を

利用する「予備送電サービス」も設定しています。

## (2) 不足供給料金(新規供給事業者の発電不足に対する供給料金)

新規供給事業者がお客さまに供給する際の発電不足に対し、当社が新規供給事業者に供給する料金です。発電機の出力調整に不足が生じた場合の「負荷変動対応電力」、発電機の事故等が発生した場合に供給する「事故時補給電力」などがあります。

---

## 3. 「振替供給約款」について

新規供給事業者が、他の電力会社のサービス区域のお客さまに小売供給を行う場合、当社が新規供給事業者から受電した電気を他の電力会社との連系点まで託送(振替供給)します。

振替供給には、地内振替と中継振替の2種類があり、「振替供給約款」にもとづいて行います。